

第4期岐阜県医療費適正化計画（素案）の概要

岐阜県医療費適正化計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項の規定により、同法第8条第1項の医療費適正化に関する施策についての基本的な方針を踏まえ、県民の健康の増進及び医療の効率的な提供を実現するための目標と対策を定めるものです。

第3期計画が令和5年度で終期を迎えますが、引き続き県民の健康増進や医療の効率的な提供の推進を進めながら医療費の適正化に取り組む必要があることから、令和6年度を始期とする第4期岐阜県医療費適正化計画を策定します。

○基本理念

「県民の健康づくり」と「医療の効率的な提供」により、高齢者を中心とした医療費の伸びの適正化に取り組むことで、将来にわたって持続可能な医療提供体制の確保を図ります。

○計画期間

6年間（令和6年度～令和11年度）

○目標

①県民の健康保持の推進

- 特定健康診査の実施率 70%以上
- 特定保健指導の実施率 45%以上
- メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率（特定保健指導対象者の減少率をいう。） 25.0%以上減少 ※H20年度比
- 喫煙する者の割合 （男性）15%以下 （女性）3%以下
- 受動喫煙の機会の減少 場面ごとに設定
- 血糖コントロール指標におけるコントロール不良者 0.9%以下
- 糖尿病が強く疑われる者 7.9%以下
- 一般介護予防事業による通いの場の参加率 8.0%以上

②医療の効率的な提供の推進

- 後発医薬品の使用割合 新たな政府目標を踏まえて設定（R6年度に設定）
- バイオ後続品（数量ベースで80%以上置き換わった成分数） 60%以上
- 市町村の骨粗鬆症検診受診率 10.5%以上

○…基本方針において示された数値目標 ●…県が独自に設定した数値目標

○施策及び主な取組み

※保健医療計画及びヘルスプランぎふ21、がん対策推進計画、高齢者安心計画、国民健康保険運営方針の内容と調和を図りながら進める。

県民の健康の保持の推進

(1) 特定健康診査・特定保健指導の効果的な推進

ア 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上のための支援

- 特定健康診査・特定保健指導に関する情報の収集・提供
- 特定健康診査・特定保健指導の受診啓発

イ 効果的な特定健康診査・特定保健指導のための支援

- 特定健康診査・特定保健指導結果データ及び医療費の分析の実施
- 特定健康診査・特定保健指導の従事者に対する人材育成
- アウトカム評価の導入・ICTの活用等による実施率向上に係る取組みの実施

(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

ア 糖尿病合併症の発症予防と重症化予防

イ 生活習慣の改善の推進

(3) たばこ対策、予防接種、高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防、その他予防・健康づくりの推進

ア たばこ対策の推進

イ 予防接種の推進

ウ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防

- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における連携の促進
- 介護予防の推進
- 健診結果を活用した効果的な保健事業の推進のための支援

エ 特定健康診査以外の健診・検診等の推進

- がん検診受診率向上対策
- がん検診の精度向上
- その他の健診・検査の受診率向上対策等

医療の効率的な提供の推進

(4) 後発医薬品の使用促進、医薬品の適正使用の推進

- ア 後発医薬品の使用の促進
- イ 医薬品の適正使用の推進

(5) 病床機能の分化・連携、地域包括ケアシステム構築の推進

- ア 病床機能の分化・連携の推進
- イ 地域包括ケアシステムの深化・推進

(6) 医療資源の効果的・効率的な活用

- ア 効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療
- イ 医療資源の投入量に地域差のある医療

(7) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進

- 在宅医療・介護提供体制の構築
- 骨粗鬆症検診を通じた早期の把握及びその治療開始や継続のための取組みの推進

(8) その他医療費適正化の取組み

- ア 適正受診・診療の促進
- イ その他